

学童保育のあり方等に関する基本方針（素案）に対する パブリックコメントの実施結果

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和3年12月20日（月）から令和4年1月19日（水）
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファックス、市ホームページの簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、子ども育成課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人：4人 団体：1団体
- (2) 意見件数 5件（郵送：1件、簡易電子申込：4件）
- (3) 意見内容

項目	件数
4-1 民間学童保育室の設置促進	1件
4-2 公立学童保育室における取組	1件
4-3 受益者負担の適正化	2件
その他（民間学童保育室関連、入室選考関連）	1件

3 提出意見に対する市の対応

- (1) 意見を踏まえ、基本方針（素案）を修正した箇所：なし
- (2) 意見内容の要旨、市の考え方及び対応：別紙のとおり

学童保育のあり方等に関する基本方針（素案） 意見一覧表

No	ページ	項番	項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	6	4-1	民間学童保育室の設置促進	民間学童保育室が少人数の定員設定（20名以上40名以下）でも設置可能とし、運営費補助金も定員により減額して交付することで、設置が促進される。 民間学童保育室について、公募ではなく、基準を満たせば新規に設置できることが周知されていない。	少人数の定員設定でも民間学童保育室の設置は可能ですが、民間事業者への運営費補助金の交付対象については、待機児童対策と高学年児童の受入を担うためには、一定の規模が必要と考え、定員設定を原則40名としております。 民間事業者による学童保育室の開設（放課後児童健全育成事業の実施）については、児童福祉法に記載されており、その届出の際に必要な様式等を市のホームページに掲載しております。	原案どおり
2	6	4-2	公立学童保育室における取組の推進	今後の学童保育のあり方を検討するにあたって、まずは各施設の老朽化の状況を基本方針の中で触れていただければと感じました。もし、すぐにも大規模な修繕や建替えが必要という施設があるのであれば、取組みの優先順位が変わってくるのではないかと考えます。	公立学童保育室の施設については、適切に点検や営繕を行い、安全性の確保に努めております。引き続き、施設の長寿命化を図りながら、安全な保育環境の維持に努めるとともに、児童数の減少により見込まれる余裕教室など小学校校舎内の施設の有効活用を検討していきます。	原案どおり
3	7	4-3	受益者負担の適正化	現状、民間学童保育室の高学年児童の保育料は低学年に比べて非常に高いです。高学年児童の学童保育を民間に任せるのであれば、高学年児童の学童保育については、低所得者に限らず、支援制度をご検討いただきたいです。	民間学童保育室の高学年児童の保育料を低学年児童の保育料と同等となるよう、民間事業者への運営費補助金の交付要件を検討していきます。	原案どおり
4	7	4-3	受益者負担の適正化	学童保育に関する基本方針を検討するにあたっては、子ども1人1時間当たりどの程度のコストがかかっているのかを明確にすることが必要ではないと感じました。ここでいう「コスト」は、人件費や光熱費だけでなく、建物や設備などを計画的に修繕したり取替えるために必要な積立など、関係する全ての費用を含んだ金額です。1人1時間当たりのコストが分かれば、受益者負担をどの程度にするか、保育料の水準を決める際に、大いに参考にできるのではないかと考えます。	本基本方針に記載している保育料の見直しについては、現在の保育料の金額を基に、毎月一律としている保育料を見直すものですが、いただいたご意見については、今後の事業実施にあたって、参考にさせていただきます。	原案どおり
5			民間学童保育室、入室選考等	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学童保育室を希望者が利用できるようにしてほしい。 ・魅力のある民間学童保育室を誘致してほしい。 ・入室選考において、時短勤務の扱いの変更と1・2年生時の利用実績の考慮をしてほしい。 	本基本方針は、本市の学童保育のあり方等に関する基本的な方向性を示すものですが、いただいたご意見については参考にさせていただきます。	原案どおり